

舞鶴幼稚園及び西乳児保育所の
公立認定こども園移行基本方針
(案)

平成 28 年 8 月

舞 鶴 市

目 次

1	はじめに	1
2	公立認定こども園化に向けた基本的な考え方	1
3	施設名称	6
4	開設時期	6
5	教育・保育の理念	6
6	運営	7
7	保育料等	8
8	施設整備	9
9	スケジュール	9

1 はじめに

舞鶴市立舞鶴幼稚園は、明治17年8月に京都府加佐郡明倫小学校附属幼稚園として、京都府内で2番目に創設された幼稚園で、平成28年度で創立132年を迎えました。以降、舞鶴市内唯一の公立幼稚園として、この歴史と伝統を受け継ぎつつ、子ども中心の、子どもが心身ともに躍動できるような教育に努めてきました。

また、舞鶴市立西乳児保育所は、共働き世帯の増加や核家族化の進行等社会情勢の変化に伴う乳児保育のニーズの高まりを受け、昭和47年4月に開設しました。

これまで、一人ひとりの生命を守り、情緒の安定を土台にそれぞれの発達にあった意欲が湧いてくるような環境を準備し、育ちを支える保育を実践してきた中で、少子高齢化や核家族化の進行、保育ニーズのさらなる増加、民間保育園の量・質の充実が進み、さらには、子ども・子育て支援新制度の施行と相まって、子育て支援施策に関わるニーズも多種多様化してきました。

こうした状況のもと、本市の教育・保育の一翼を担ってきたこれら2施設についても、時間の経過とともに施設の老朽化が著しくなり、「舞鶴市公共施設再生基本計画」「舞鶴市公共施設再生実施計画」において、施設の老朽化に伴う機能の集約・統合化が打ち出されたところです。

本市では、これらのニーズに的確に対応していくため、教育施設である舞鶴幼稚園と児童福祉施設である西乳児保育所の機能を集約し、0歳から就学前まで一貫した教育・保育の提供を行うことにより、質の高い乳幼児教育の充実を図るため、認定こども園を整備することとし、併せて、当該園に公立・民間、また、保育所・幼稚園といった園種の枠を越えた本市の乳幼児教育全体の質を向上させていくための共通基盤となる拠点を設けるため、「舞鶴幼稚園及び西乳児保育所の公立認定こども園移行基本方針」を取りまとめました。

2 公立認定こども園化に向けた基本的な考え方

(1) 本市における就学前児童の状況

本市の就学前児童数の推移としては、平成18年4月に5,306人であったものが、平成28年4月には4,302人と、1,004人(19%)減少しています。

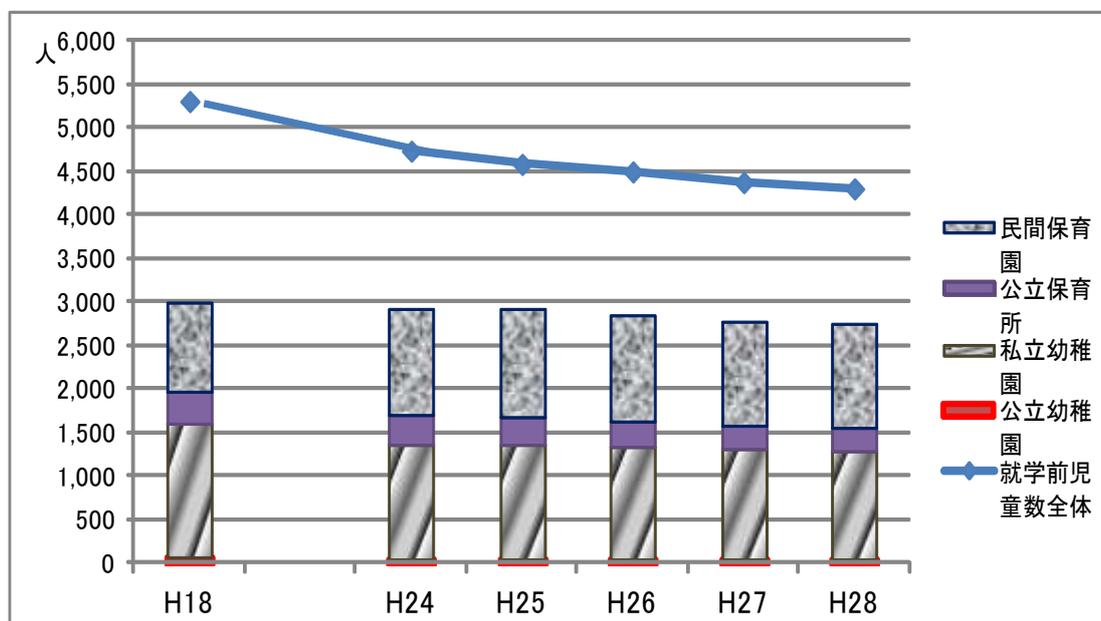
幼稚園就園児童数は、平成18年4月に1,619人であったものが、平成28年4月には1,280人となり、339人(21%)減少している一方、保育所入所児童数は、平成18年4月に1,375人であったものが、平成28年4月には1,469人となり、逆に94人(6.4%)増加している状況となっています。

また、平成28年度当初の就園児童全体は2,749名であり、そのうち、私立に在園する児童数は2,410名で約87.7%を占めていることから、本市の乳幼児教育はその多くが私立園によって担われているといえます。

このため、すべての子どもを対象として、質の高い乳幼児教育のさらなる充実や小学校への円滑な接続等を推進していくためには、公立園と民間園がより連携を密に図り、協働・協調して取り組みを進めていくこと（以下「公民連携」

という。)が重要となります。

就学前児童数と公立・私立別、幼稚園・保育所別入園入所児童数と就園率の推移



		H18
就学前児童数全体		5,306
幼稚園	公立	82
	私立	1,537
	計	1,619
保育所	公立	348
	私立	1,027
	計	1,375

	H24	H25	H26	H27	H28	
就学前児童数全体	4,735	4,584	4,497	4,376	4,302	
幼稚園	公立	54	45	41	43	54
	私立	1,298	1,311	1,302	1,272	1,226
	計	1,352	1,356	1,343	1,315	1,280
保育所	公立	350	323	292	268	285
	私立	1,216	1,243	1,213	1,202	1,184
	計	1,566	1,566	1,505	1,470	1,469

※就学前児童数全体に対する就園率

幼稚園	公立	1.5%
	私立	29.0%
	計	30.5%
保育所	公立	6.6%
	私立	19.4%
	計	25.9%
		56.4%

	1.1%	1.0%	0.9%	1.0%	1.3%	
幼稚園	公立	27.4%	28.6%	29.0%	29.1%	28.5%
	私立	28.6%	29.6%	29.9%	30.1%	29.8%
	計	28.6%	29.6%	29.9%	30.1%	29.8%
保育所	公立	7.4%	7.0%	6.5%	6.1%	6.6%
	私立	25.7%	27.1%	27.0%	27.5%	27.5%
	計	33.1%	34.2%	33.5%	33.6%	34.1%
		61.6%	63.7%	63.3%	63.6%	63.9%

※幼稚園入園+保育所入所児童数の合計に対する就園率

幼稚園	公立	2.7%
	私立	51.3%
	計	54.1%
保育所	公立	11.6%
	私立	34.3%
	計	45.9%

	1.9%	1.5%	1.4%	1.5%	2.0%	
幼稚園	公立	44.5%	44.9%	45.7%	45.7%	44.6%
	私立	46.3%	46.4%	47.2%	47.2%	46.6%
	計	46.3%	46.4%	47.2%	47.2%	46.6%
保育所	公立	12.0%	11.1%	10.3%	9.6%	10.4%
	私立	41.7%	42.5%	42.6%	43.2%	43.1%
	計	53.7%	53.6%	52.8%	52.8%	53.4%

(2) 国の施策の動向

① 「子ども・子育て支援新制度」の推進

- ・平成 24 年、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを推進するため、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や地域子ども・子育て支援事業の創設、認定こども園法の改正などから成る「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 年 4 月から施行されました。
- ・この新制度においては、認定こども園は、保育ニーズの増加（待機児童ゼロ）と教育・保育ニーズの多様化に対応でき、従来の幼稚園と保育所の両方の良いところを活かし機能発揮できる学校及び児童福祉施設（単一施設）として法的な位置づけがなされたものです。
- ・このほか、新制度においては、『子どもの最善の利益』の実現を最優先に、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な乳幼児期における教育・保育の一体的な提供や量的拡充・質の向上、家庭や地域における子育て支援等を総合的に推進することとされています。

② 認定こども園のメリット

- ・幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、子育て支援事業も実施します。
- ・就労状況等が変化しても通園を継続させることができます。
- ・子どもにとっても、幼稚園にあがる段階で慣れ親しんだ同じ施設に通園できます。
- ・小学校入学に向け、乳児から 5 歳まで一貫した子どもの育ちや学びの支援の充実化を図ることができます。

③ 認定こども園の数

ア 全国の現状

【平成 28 年 4 月 1 日現在の認定こども園数】

公私の別	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
公立	451	35	215	2	703
私立	2,334	647	259	58	3,298
合計	2,785	682	474	60	4,001

※ 認定こども園へ移行した施設の内訳は、幼稚園 438 か所、認可保育所 786 か所、その他の保育施設 47 か所、認定こども園として新規開園したものが 37 か所となっている。複数の施設が合併して 1 つの認定こども園になった場合等があるため、移行数と増加数は一致しない。

※ また、認定こども園から認定こども園以外の施設へ移行したものが 4 か所ある。

イ 京都府内の現状

幼保連携型			幼稚園型			保育所型			地方裁量型			計			前 年
公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	
2	34	36	0	0	0	0	2	2	0	0	0	2	36	38	13

(いずれも、平成 28 年 6 月内閣府子ども・子育て本部報道発表資料より)

(3) 本市各種計画等における関連施策（抜粋）

① 『舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（平成 27 年 5 月策定）

“安心して子どもを産み育てることができる環境の充実”

- ・ 保育サービスの充実…すべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、保育サービスの充実を図るとともに、新たな保育サービスの実施を検討する。

② 子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月策定）

“幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保”

- ・ 0 歳から就学前児童の一貫した質の高い学校教育、保育を受けることができる認定こども園への移行については、各幼稚園や保育所における地域の子どもの利用状況や今後の動向の把握に努めるほか、移行への相談・支援体制を確保し適切に対応する。

③ 舞鶴市教育振興大綱（平成 27 年 8 月策定）

“生きる力を育み子どもの夢をかなえる教育の推進”

～質の高い幼児教育の推進～

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで大変重要であるため、本市における幼児教育のビジョンを策定し、幼稚園や保育所(園)における0歳から就学前の乳幼児期に求められる主体性や自主性を養う教育の充実など、さらに義務教育段階へとつながる質の高い幼児教育の充実を図る。

④ 舞鶴市乳幼児教育ビジョン（平成 28 年 3 月策定）

“質の高い乳幼児教育の推進”

市が設置する公立園を活用し、乳幼児教育の研究を進め、地域の保育所・幼稚園と共に研究・研修を行うことにより、地域の事情等に応じた特色ある乳幼児教育を推進するとともに、人材育成に取り組む。

また、少子化や女性の社会進出が進む中、大切な子どもたちに、保護者の就労等家庭の状況に関わらず、乳幼児期の質の高い教育を保障する必要がある。

さらに、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、子どもが通い慣れた園を継続して利用できるなど、子どもを中心に置きながら保護者の活躍も支援するため、保育所・幼稚園に加えて、両方の機能や特徴をあわせ持つ認定

こども園等、様々な手法について情報の収集を行い、市民に対しても情報を発信しながら、就学前の教育・保育を一体として捉えた取り組みを推進する。

⑤ 舞鶴市公共施設再生基本計画（平成 26 年 7 月策定）及び舞鶴市公共施設再生実施計画（平成 28 年 2 月策定）

- ・舞鶴幼稚園は、公の施設としての役割を再認識し、市民ニーズを踏まえ、サービスの向上、幼保一元化の動向や保育ニーズを見据えながら、隣接する西乳児保育所との関わりを含めて、施設のあり方を総合的に検討する必要がある。[基本計画]
- ・施設の老朽化に伴い、舞鶴幼稚園及び西乳児保育所を機能集約し、一体的な整備を行う。[実施計画]

(4) 公立認定こども園の類型及び運営

舞鶴幼稚園と西乳児保育所を一体化した幼保連携型認定こども園とし、施設運営等は、市直営とします。

(5) 公立園として担うべき役割

前記 2（1）に記述した公民連携を具体化するため、この認定こども園は、本市全体の乳幼児教育の推進に向けて、公立園として、次に掲げる役割を担います。

① 全市的な乳幼児教育センターとしての機能（乳幼児教育ビジョンの普及・推進）

ア 情報発信 [家庭や地域の教育力の向上]

- ・説明会、講演会の開催
- ・乳幼児期の子育て支援に関する資料の作成、配付
- ・各園、各校による取り組み紹介

イ 研究実践

- ・乳幼児教育の推進体制の構築（研修体制、方法等）
- ・保幼小接続カリキュラムの策定
- ・試行的取り組みの調査、検討

ウ 研修機会の提供 [公私立・園校種を越えた研修事業の実施]

- ・乳幼児教育の質向上研修
- ・特別支援教育、発達支援研修
- ・各園、各校内研修に向けたリーダー研修

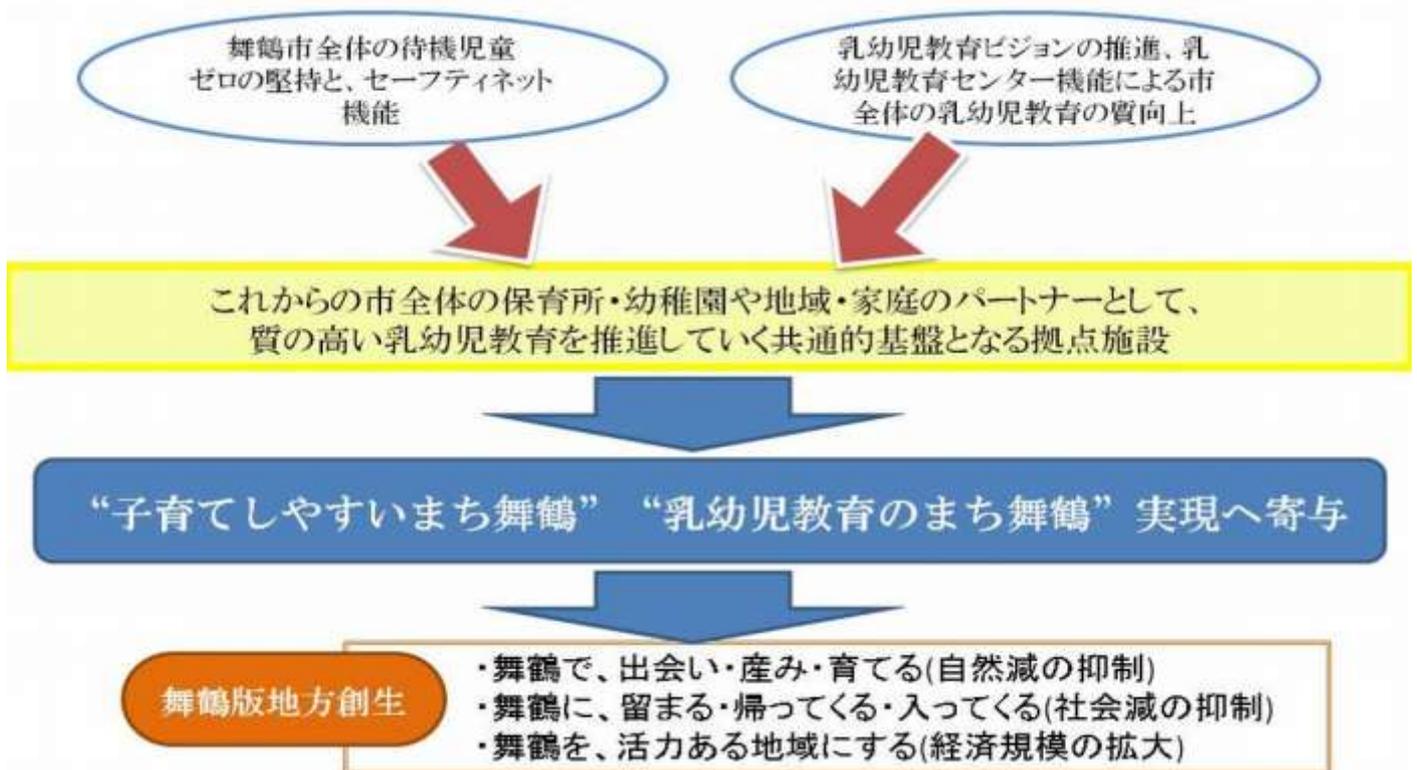
エ コーディネート

- ・研修成果の共有
- ・大学等研究機関と実践園、校との連携研究支援
- ・乳幼児教育コーディネーターによる各園、各校の研修協力
- ・保幼小中連携等、各園、各校の連携協力

- ・家庭、地域と各園、各校との連携協力
- ・支援が必要な子どもとその保護者及び各園への就園支援、就園後のサポート

② セーフティネットとしての機能

社会的サポート等を要する乳幼児は、公・民で分担・協力しながら受入れを行っているところですが、諸事情によりどうしても民間園での対応が困難な場合における受入れ



3 施設名称

(仮称) 認定こども園 舞鶴市立舞鶴こども園

4 開設時期

平成30年4月1日

5 教育・保育の理念

人格形成の基礎を培う乳幼児期に、一人ひとりの特性や発達段階に応じた関わりを大切にしながら、子どもを主体とした豊かな遊びや生活、体験、様々な人との関わりを通して、好奇心・探究心・思考力・表現力・思いやり、豊かな感性等を育む質の高い乳幼児教育を実践し、主体的に生きる力を持つ子どもを育みます。

また、ふるさと舞鶴の宝ものである子どもたちを共に育むため、園や家庭、地域社会等の連携を深め、地域全体の子育て支援に努めるとともに、主体性を育む乳幼児教育を実践します。

6 運営

(1) 定員等

① 考え方の基本

ア 定員については、現行の利用定員（舞鶴幼稚園 120 名、西乳児 40 名）を変更し、子どもに丁寧に関わることができ、集団形成の中で協同性の育ちが重視できるといった教育効果が発揮・期待できる適正規模・配置基準に基づき設定します。

※参考文献…文部科学省委託研究事業「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」（平成 25 年 3 月）等

イ 特に、乳児の保育ニーズの高まりへの対応も含め、2号・3号については、従前どおり、民間保育園への入園を優先します。

② 認可定員 93名

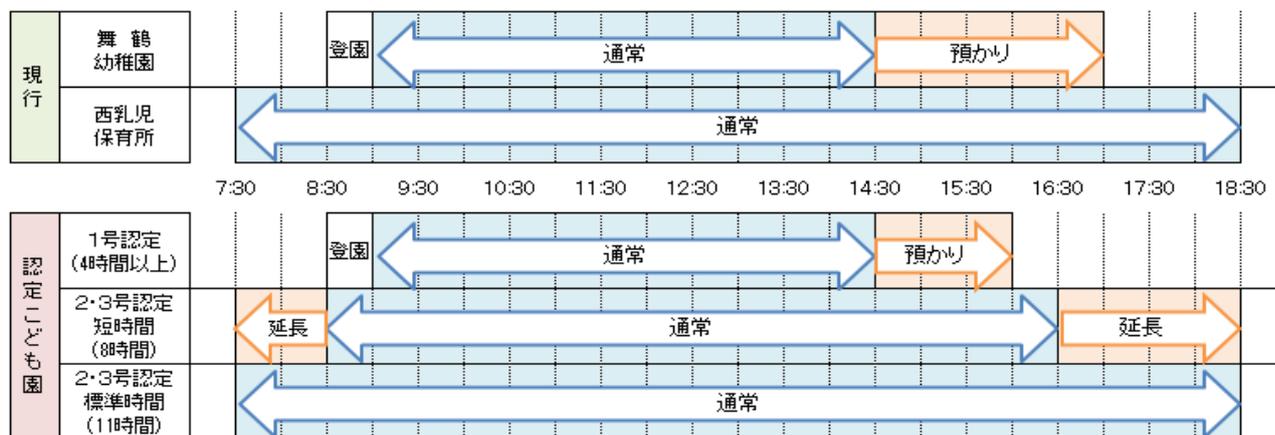
認定	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号(幼稚園)	—	—	—	12	17	17	46
2号(保育所)	—	—	—	8	8	8	24
3号(保育所)	7	8	8	—	—	—	23
計	7	8	8	20	25	25	93
(配置基準の考え方)	(3:1)	(5:1)	(5:1)	(15:1)	(25:1)	(25:1)	

[参考] 各年度当初の入所（園）者数

施設名	区分	H24	H25	H26	H27	H28	H28.7
西乳児保育所 (定員40)	0歳	3	1	4	1	2	4
	1歳	16	14	10	10	13	13
	2歳	10	11	13	10	7	9
	計	29	26	27	21	22	26
舞鶴幼稚園 (定員120)	3歳	18	10	10	20	18	19
	4歳	18	17	11	12	23	23
	5歳	18	18	20	11	13	13
	計	54	45	41	43	54	55

(2) 休園日・開園時間

- 施設の休園日・開園時間については、原則、現行の舞鶴幼稚園・西乳児保育所の保育時間を踏襲するものとし、かつ、保護者ニーズに即した預かり保育や延長保育を実施します。



- ※1号認定・2号認定の園児は、1号認定の降園までは合同で活動を行う。
- ※1号認定の土曜日開設は行わない。
- ※1号認定の夏期休業中の預かり保育は、これまでどおり実施する。
- ※1号認定の預かり保育時間は、2号認定児童と区別するため16時までとする。

(3) 職員配置

- 舞鶴幼稚園及び西乳児保育所の教諭及び保育士を保育教諭として配置するとともに、現職員体制の移行を基本とします。
- 3歳児以上については、学級担任制（幼稚園教諭免許状を有する者）とします。

(4) 給食の提供

- 全給食を実施することとし、提供方法については自園調理方式とします。

7 保育料等

(1) 利用者負担（保育料）

① 教育標準時間（1号）認定

- 応能負担（負担能力に応じた負担額を設定）の考え方が基本となります。
- 国が定める上限額の基準に基づき、舞鶴市内の私立幼稚園とのバランスを考慮し、舞鶴市内の私立幼稚園の平均額を下回らないように設定します。
- 認定こども園移行前より在園する児童の利用者負担(保育料)については、別途経過措置を設けます。

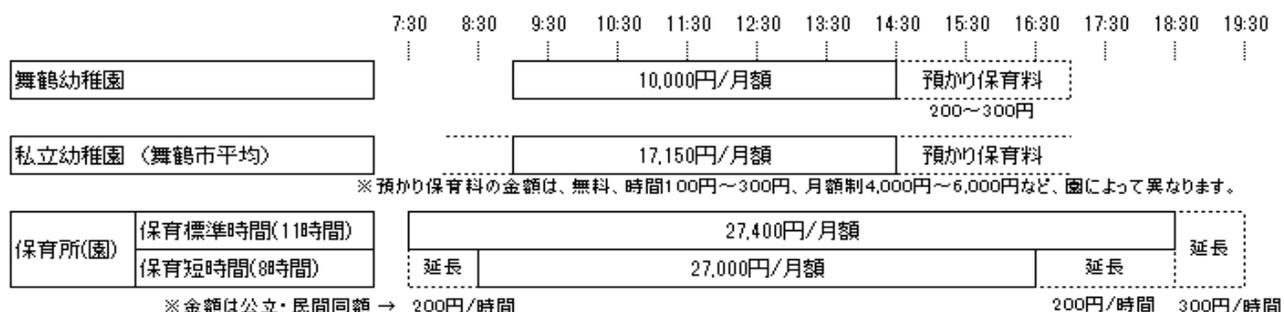
② 保育（2号・3号）認定

- 現行同様、舞鶴市利用者負担額（保育料）徴収基準額を適用します。

(2) 実費徴収金等

- ① 入園料は徴収しません。
- ② 教材費、PTA 会費等の実費は徴収します。

【現保育料】3歳以上児、市町村民税120,000円の世帯のケース(イメージ)



8 施設整備

(1) 現状

- ① 舞鶴幼稚園 (1974 年築)
 - ア 敷地面積 3,672 m²
 - イ 建物面積等 S・RC造2階建、延床面積 1,088 m²
- ② 西乳児保育所 (1972 年築)
 - ア 敷地面積 997 m²
 - イ 建物面積等 木造平屋建、延床面積 344 m²

(2) 整備内容

- ① 既存幼稚園舎の活用を基本に今後検討します。
- ② 西乳児保育所は既存建物を取り壊し、こども園の来客用駐車場としての活用を検討します。

9 スケジュール

時期	項目
平成28年7月下旬~	基本方針(素案)に係るパブリックコメント実施
平成28年9月	基本方針策定
平成28年秋~	施設調査・設計
平成29年夏~	施設整備工事
平成30年4月	公立認定こども園開設

舞鶴幼稚園及び西乳児保育所の
公立認定こども園移行基本方針

舞鶴市健康・子ども部 幼稚園・保育所課

〒625-8555 京都府舞鶴市北吸 1044 番地
TEL 0773-66-1009 FAX 0773-62-9897
mail youho@post.city.maizuru.kyoto.jp